

訪問介護 重要事項説明書

＜令和6年6月1日現在＞

事業所名称	サンエイヘルパーステーション
所在地	熊本県山鹿市中央通406番地
電話番号	0968-41-8321
FAX番号	0968-41-8322
代表者	水足 久美子
介護保険事業所番号	4370801203

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	当事業所が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とします。
運営方針	1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行います。 2. 本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 事業内容

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時00分～午後5時00分
サービス提供時間	午前8時00分～午後5時00分
事業実施地域	山鹿市の区域、 玉名郡和水町の一部、熊本市北区の一部、菊池市の一部の区域

4. 職員体制

職 種	常 勤	備 考
1. 管理者	1名	初任者研修修了者
2. サービス提供責任者	1名以上	介護福祉士及び実務者研修終了者
3. 訪問介護員	3名以上	初任者研修、実務者研修終了、介護福祉士

5. サービスの概要

介護保険給付対象サービス	①身体介護：入浴、排泄、食事、移乗等の介助 ②生活援助：調理、洗濯、買い物、掃除等の家事援助 ③通院等乗降介助 ※この他、介護保険の給付対象とならないサービスがございますので、予めご了承下さい。
--------------	---

6. 利用料金

(1)介護給付(要介護1～要介護5の認定を受けていらっしゃる方)(1割負担の場合)

	利用料金(個人負担分)			
身体介護	20分未満	20分以上30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
	196円	293円	464円	680円
	以後30分毎に加算	—	—	—
	98円	—	—	—
生活援助	20分以上45分未満	45分以上	—	—
	215円	264円	—	—
身体介護・生活援助	上記身体介護時間の金額に右記経過時間に応じて78円に乗じた金額が加算されます。 (身体介護料金+20分以上45分未満78円、45分～70分未満156円、70分以上234円)	身体介護 20分以上30分未満		
		生活援助 20分以上45分未満	生活援助 45分以上70分未満	生活援助 70分以上
		371円	449円	527円
		身体介護 30分以上1時間未満		
		生活援助 20分以上45分未満	生活援助 45分以上70分未満	生活援助 70分以上
		542円	620円	698円
通院等乗降介助	1回	116円		

(2)加 算

加算の種類	自己負担額もしくは内容
夜間(午後 6時から午後 10時まで)	通常料金+25%
早朝(午前 6時から午前 8時まで)	通常料金+25%
深夜(午後10時から午前 6時まで)	通常料金+50%
2人の訪問介護員でサービスを行った場合(※同意の上)	通常料金の2倍
訪問介護初回加算	200円(1割負担の場合)
緊急時訪問介護加算	100円(1割負担の場合)
処遇改善加算Ⅰ(介護保険請求単位数の13.7%)(保険外は除く)	左記の負担割合相当分
特定処遇改善加算Ⅱ(介護保険請求単位数の4.2%)(保険外は除く)	左記の負担割合相当分
ベースアップ等支援加算(介護保険請求単位数の2.4%)(保険外は除く)	左記の負担割合相当分

*令和6年6月1日 改正により上記、処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅱ・ベースアップ等支援加算は処遇改善加算Ⅰ(24.5%)に一本化されます。

(3)介護保険適応外の料金

交 通 費	通常の実施地域(山鹿市の区域、玉名郡和水町の一部、熊本市北区の一部、菊池市の一部の区域)を超えてサービスを提供した場合、実施地域を超えた地点から1kmあたり21円
-------	---

① 介護保険での給付の範囲を超えたサービス料金は、全額がご利用者の自己負担となりますので、ご相談下さい。

② 要介護認定を受けていない場合やケアプランが策定されていない場合は償還払いとなります。

償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した

サービス提供証明書と領収書を発行します。

* 償還払いとは、サービス料金全額を一旦支払っていただき、その後認定を受けられたり、ケアプランが策定されたのち、自己負担を除く金額が払い戻される事をいいます。

7. 支払方法

毎月末締めで、その月の請求書をお渡しますですので、翌月のお支払期日までにお支払い下さい。

8. 秘密保持

1. 職員は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
2. 職員は、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合には、利用者及びその家族に使用目的等を説明し同意を得なければ使用することはできません。

9. 利用中止、変更

1. 利用予定日の前にご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更することができます。なお、事前連絡があった場合は料金はいただきませんが、訪問して利用を中止された場合や訪問時間に不在等の場合は、通常の料金を頂きますのでご了承下さい。
2. サービスの変更の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議致します。
3. サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービスの内容の変更を行うことができます。その場合は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

10. サービス利用に関する留意点

1. サービス提供時に担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供することもあります。
2. 訪問介護員の交替
(1)ご契約者からの申し出
訪問介護員の交替を希望される場合には、当該訪問介護員が業務上不当と認められる事情その他交替を希望される理由を明らかにして、事業者へ訪問介護員の交替を申し出ることができます。
ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。
(2)事業者からの交替の申し出
事業所の都合により、訪問介護員の交替をさせることがあります。その場合事業者は、訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分配慮します。
(3)訪問介護サービスの実施に関する指示・命令
訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

11. 損害賠償

当事業者の訪問介護員が、サービス提供中にご契約者あるいはご家族に損害を与えた場合や、この契約内容を守らず損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償致します。ただし、故意、過失がない場合はこの限りではありません。

12. 禁止行為

1. ご契約者もしくはその家族等から金銭、物品の授受
2. ご契約者もしくはそのご家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
3. ご契約者もしくはそのご家族等への迷惑行為や医療行為等

13. 苦情処理体制

当事業所の苦情申立窓口	窓口担当者	管理者 石橋浩二
	電話番号	0968-41-8321
	FAX番号	0968-41-8322
	受付時間	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
国民健康保険団体連合会	電話番号	096-214-1101
山鹿市介護保険課	電話番号	0968-43-1077

14. 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
また、訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

＊介護保険法の改定がある時はサービス料金も変更になることがあります。

改定後は介護負担割合に応じた利用料金をお支払い下さい。

＊附則

- ・この規程は令和3年4月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和3年10月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和4年11月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和5年6月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和5年12月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和6年4月1日より施行するものとする。
- ・この規程は令和6年6月1日より施行するものとする。